

○新潟県中東福祉事務組合管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則

令和5年8月18日組合規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の定年等に関する条例(昭和59年組合条例第1号)

第2条において準用する五泉市職員の定年等に関する条例(平成18年五泉市条例第27号)第3章に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 管理監督職勤務上限年齢による降任等については、五泉市管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規則(令和4年五泉市規則第28条)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。